

令和 4 年（2022 年） 2 月 9 日

保護者の皆様

つくば市長 五十嵐立青

（公印省略）

### 保育施設利用の自粛期間の延長について

日頃から、つくば市保育行政に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

1 月 27 日付け 3 つくば幼保第 4373 号において、保育施設利用の自粛についてお願いをさせていただいたところ、御協力いただき誠にありがとうございます。

依然として新型コロナウイルスの感染拡大が続いている状況であり、多くの保育施設において児童や職員が感染し、中にはクラス閉鎖や施設閉鎖となっている施設もございます。

このような状況から保育施設の利用についても、下記のとおり利用自粛期間を延長させていただきます。先の通知でもお伝えさせていただきましたが、自粛につきましては強制ではなく、家庭での保育が可能な日がある場合について御対応をお願いするものとなります。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、当該通知についても地域の流行状況等に応じて変更となる可能性がありますので、御了承ください。

保護者の皆様におかれましては、引き続き御理解、御協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 自粛延長期間

令和 4 年（2022 年） 2 月 11 日（金）～令和 4 年（2022 年） 2 月 18 日（金）

#### 2 対象施設

市内の公立・私立認可保育施設

（保育所、保育園、認定こども園（2、3号認定）、小規模保育施設）

### 3 利用者負担（保育料）の取扱い

自肅要請期間において日割り計算となります。いったんお支払いいただき、後日、返還する方向で検討しております。詳細が決定次第、御案内いたします。

※利用者負担（基本の保育料）のみが対象となります。実費徴収（給食費含む）や上乗せ徴収については、この取扱いの対象外です。

※市外在住の方は、お住いの市区町村へお問い合わせください。

### 4 お休みになる場合

施設へ御連絡ください。施設のスムーズな保育運営に御協力をお願いします。

### 5 家庭保育中の欠席の取扱い

通常1か月（里帰り出産のため欠席する場合は2か月）を超えて、保育所（園）・認定こども園等へ登園しない場合は退園となりますが、自肅要請期間中の欠席は対象としません。

問合せ先

つくば市こども部幼児保育課

TEL:029-883-1111